

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 市民生活相談課	
不利益処分名	行政財産の目的外使用許可の取消し	
根 拠 法 令	地方自治法	
根 拠 条 項	第238条の4第9項	
連 絡 先	(電話 621-5130)	
処 分 基 準	基 準	<p>【地方自治法第238条の4第9項】</p> <p>第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (令和 4年 4月 1日最終変更)